

## 第1号議案 平成27年度事業報告（案）

当法人は、平成27年度も市民後見人を中心に、豊橋市民病院などの医療機関、包括支援センター、豊橋成年後見支援センターなどと連携を取りつつ、積極的な活動を行ってきました。

当法人は弁護士によるアイズ、司法書士によるリーガルサポート、などの法律専門家ではありませんが、「市民後見人」が中心となって活動しています。

日本全体が超高齢化社会に向かう中、「下流老人」という言葉が使われるなど、高齢者、障がい者を巡る環境は厳しいものがあります。

このような社会で「いきいきと生きてゆく」ためには、法律専門家だけでなく、市民同士によるサポートが必要だという思いで、この法人は発足しました。

現在でも、初心を忘れることなく、後見などの活動を行う際には、「市民」目線を失わない、温かみのある活動をするように心がけています。私たちの活動は、まだまだ小さいものですが、東三河後見センターという先輩を見習い、東三河地域の助け合い社会を支えていきたいと考えています。

今年度も新たに複数の後見などを受任し、活発な活動がなされました。これからも東三河地域における社会的期待に応えられる体制を徐々に充実させていきたいと思っております。

### 1. 会員数

現在の正会員数は12人、賛助会員は5人です。

理事・市民後見人は、機会を捉えて、会員の皆様に対して、事例検討会や運営委員会への参加を呼びかけております。

他方で、マンパワーや予算の関係上から会報の発行など計画通りに活動できなかった点もあること、また、様々な理由により、退会されてしまう方がいらっしまったことは、とても残念に思っております。

理事・事務局としては、これから一層、会員の皆さんに豊橋地域の成年後見体制を支えていると実感していただけるような働きかけが必要だと感じております。

## 2. 一般相談活動、啓発活動

電話・面談による相談実施件数はのべ約20件です。その他、仏教会や福祉団体への出席に伴う成年後見制度、及び当法人の紹介、豊橋市民病院など医療機関への出張相談を実施しました。

成年後見制度は導入されてから10年以上が経過していますが、まだまだ認知度が低く、民生委員などをしている方でも、その制度の存在・利用方法などを知らない方がいらっしゃいます。

本当は成年後見人などによる支援が受けられるのに、周囲の方々が制度へのアクセス方法を知らないがために、苦しい思いをしている人たちがたくさんいます。当法人では、成年後見制度のニーズを認知しやすそうな方に対して、積極的に案内し、普及・啓発活動をしています。

## 3. 市民後見人養成

本年度、市民後見人養成研修は行いませんでした。

後見人の担い手を育成していくことは、とても大きな問題です。成年後見を受任・担当するにあたっては、ご本人の人生を左右しかねない判断を迫られたり、ご本人の大切な財産を預かったりすることになりますので、そのために必要な知識を取得し、経験をする必要があります。

その様な場を当法人として、東三河市民の皆さんに提供できなかったことは、とても残念に思っております。

## 4. 成年後見制度申立支援、後見人など受任活動

今年度は成年後見制度の申立支援を7件、実際の受任を5件行いました。

受任後の活動は、市民後見人が中心になって行っています。本年受任した事案のご本人の中には、自分の部屋を管理していらっしゃる方もいます。そのような事案を担当する場合には、ご本人の意思を特に尊重し、プライバシーにも気をつけるようにしています。

他方、ほとんどの方は施設入所の方であり、後見人活動としては、できる限り訪問頻度を高めるようにしています。訪問頻度を高めることによりご本人との信頼関係も高まり、施設内での生活に気を配るようにしています。

残念なことですが、今年度はご本人が死亡される事案にも遭遇しました。死は誰にでも訪れるものですが、やはり今までかかわってきた方がなくなるのは寂しいものです。ご本人のご冥福をお祈りしています。

#### 5. 事例検討会

当法人では2か月に1回（第1火曜日）、事例検討会を行っています。

主に、ご本人の皆さんの様子を市民後見人に語ってもらうことを主眼に置いています。そのように、市民後見人の皆さんに主体的に関わってもらうこと、市民後見人の活動・考えを理事の皆さんに理解してもらうことによって、当法人の活動が活発化していくように取り組んでいます。

#### 6. 運営委員会の設置

当法人では、月1回（第3土曜日）、実際に業務に携わっている市民後見人を中心に、運営委員会を行っています。

運営委員会では、実際に業務を行っていく上でのニーズ、トラブル要因などを話し合い、理事会に報告することによって、当法人の活動を円滑に進めることを目的としています。

#### 7. 理事会

当法人では、2か月に1回（第3火曜日）、理事会を行っています。

理事会では、市民後見人の活動をサポートするための、当法人の様々な取り決め、打診された事案を引き受けるかどうかなどについて話し合っています。